

特集

教育基本法の「きほん」パートV  
あらためて問う  
「平和国家および社会」の形成者

私の意見

憲法が教育基本法に  
期待したものは何だと思えますか

まず学校を「自治の現場」に  
すること

池田知隆（毎日新聞論説委員）

平和主義、民主主義を掲げた日本国憲法の「人類普遍の原理」が日本の「国のかたち」を貫くものとするなら

教育と文化

- ・通巻30号
- ・2003年1月20日印刷
- ・2003年1月25日発行
- ・編集人/黒沢惟昭
- ・国民教育文化総合研究所編集
- ・TEL 03-3230-0564 FAX 03-3222-5416
- ・HP/http://www.jtu-net.or.jp/soken/
- ・発行人/山本潤一
- ・発行所/アドバンテージサーバー  
東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館
- TEL 03-5210-9171
- FAX 03-5210-9173
- ・印刷/(株)平河工業社
- ・無断転載を禁じます

- ▶定価：1,050円（本体1,000円）
- ▶郵送料310円
- ▶郵便振替00170-0-604387

ば、教育基本法は、国を支える「人間のかたち」を内面的に方向づけたものだと言える。教育基本法の前文で「憲法の」理想の実現は、根本において教育の力にまつべきもの」とし、第一条で「教育は、人格の完成をめざし」とあるのは、そういうことだろう。

人間は、そこに住む主権国家の恩恵を受けているのは確かだ。だが、国家を相対化し、批判する力をもつ人間を育てるものとして教育があつてもいい。教育が国家をつくるが、国家は教育統制をすべきではない、との意味も現行基本法には含まれている。

現代において、日本という「一国」だけの成熟社会ばかりではなく、地球全体を視野に入れながら、国を築いていかななくてはならない。もちろん、好ましい伝統を維持し、郷土や国への愛着も大切だ。だが、長い人類の歴史という視野で、国家の始まりとその終わり以後を考へる自由を確保することも必要だろう。

「制度」の中に「人間」は収まりきれないものだ。国民国家が成立する前から、人間の教育は続いているし、どのように時代が変わろうと、人間にはその時代に規定された教育をはじめ返そうという生命力もある。

これからの国際社会を生き抜く子どもたちには、しなやかな市民感覚と豊かな人格の形成こそが必要だ。公心を再構築するために、基本法を改正して徳目を列挙しながら教育効果をあげようとしても、その効果は期待できない。子どもたちが自立・自律的に社会にかかわっていくような「公共の感覚」を育てるには、まず学校を「自治の場」にすることから始めなければならないと思う。地球全体を共生社会として構想していくことがいま、最も求められている。そんな現代社会だからこそ、普遍的な理念を掲げた現行基本法は、時代を先取りしたものに見える。